

出身・学年問わず！

将来、当院で働く
気持ちがあればOK！

返還免除あり！

貸与期間×1.2倍の期間の
勤務等で全額返還免除！
在職1年以上で
一部免除も可能です。

キヤリニアを 繋らないで 修学資金!

他の修学資金との併用OK！

大学卒業後に制約を受ける修学資金を
借りている場合は必ずご相談ください。

臨床研修・専門研修の
研修先を自由に選べる！

医師免許取得後8年間の猶予期間を設けており、
他の病院で研修してから当院に勤務、
という働き方ができます。

当院の修学資金の一番の特長は、自由なキャリア形成ができます。

一般的な制度とは異なり、臨床研修・専門研修の研修先や将来の診療科に制限はありません。

「修学資金を借りても、研修先は自由に選びたい！」そんなあなたにぴったりの制度です。

令和8年度 医師修学資金 貸与医学生募集

募集期間 令和8年 4月1日(水)～5月31日(日)

貸与額 年額200万円×最長6年間



鶴岡市立荘内病院

Tsuruoka Municipal Shonai Hospital

○病床数：521床

○救急患者数：年間約13,100人

○救急車搬送患者数：年間約4,000人

○地域医療支援病院

○山形県地域周産期母子医療センター

○山形県がん診療連携指定病院

○災害拠点病院



〒997-8515 山形県鶴岡市泉町4番20号

TEL 0235-26-5111

(内線6327・医師修学資金担当)



医師修学資金



病院
Instagram



臨床研修医
Instagram

鶴岡市立荘内病院医師修学資金貸与は、当院に勤務する医師の確保を目的として、医師を目指す医学生の修学を支援する制度です。

令和8年度鶴岡市立荘内病院医師修学資金貸与医学生募集について

医師を目指す医学生の皆さんに修学資金を貸与いたします。医師免許取得後、一定期間当院に勤務するなど、所定の要件を満たした場合、貸与資金の返還が全額免除されます。地域医療に志を持つ医学生の方は、ぜひご応募ください。

貸与対象者の要件	① 将来、医師として荘内病院に勤務する意思があること ② 大学の医学を履修する課程に在学していること ③ 原則として、卒業後の進路に制約が課される他の修学資金等に係る返還債務がないこと (山形県の医師修学資金との併用は可)									
募集人員	5名									
貸与金額	最大1,200万円(年額200万円以内×最長6年間)									
貸与期間	在学している大学の正規の修業年限まで									
応募方法	次の書類を、下記申込先まで持参、または簡易書留郵便により郵送してください。 ① 鶴岡市立荘内病院医師修学資金貸与申請書(荘内病院のホームページからダウンロード) ② 大学の医学を履修する課程に在学していることを証明する書類(在学証明等) ③ 大学における学業成績を証明する書類(1年生の場合は、卒業した高等学校の成績を証明する書類等) ④ 戸籍謄本(申請日の2カ月以内に発行されたもの)									
申込期間	令和8年4月1日(水)から令和8年5月31日(日)まで ※消印有効									
申込先	鶴岡市立荘内病院 総務課 医師修学資金担当 住所:〒997-8515 山形県鶴岡市泉町4番20号 電話:0235-26-5111(代)									
貸与決定までの流れ	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>6月初旬 一次審査 (書類選考)</td> <td>→</td> <td>6月中旬 二次審査 (面接)</td> <td>→</td> <td>6月末 貸与内定通知</td> <td>→</td> <td>7月初旬 誓約書の提出</td> <td>→</td> <td>7月末まで 貸与の決定・振込</td> </tr> </table>	6月初旬 一次審査 (書類選考)	→	6月中旬 二次審査 (面接)	→	6月末 貸与内定通知	→	7月初旬 誓約書の提出	→	7月末まで 貸与の決定・振込
6月初旬 一次審査 (書類選考)	→	6月中旬 二次審査 (面接)	→	6月末 貸与内定通知	→	7月初旬 誓約書の提出	→	7月末まで 貸与の決定・振込		
貸与方法	修学資金(年額)の4分の1に相当する額を、6月・9月・12月・翌年3月の各月末に振り込みます。 ただし、初回のみ7月末になります。									
保証人	成年で、独立して生計を営む2名の保証人が必要です。 誓約書を提出する際は、保証人の印鑑証明書と直近の収入が確認できる書類(所得証明書・源泉徴収票の写し・確定申告書一式の写しなど)を添付していただきます。									
返還免除	次の要件を全て満たした場合、修学資金の返還債務は全額免除されます。 ① 大学を卒業した月の翌月から起算して2年以内に医師免許を取得すること ② 医師免許を取得した月の翌月初日から起算して、 <u>8年を経過した日までに</u> 荘内病院に勤務し、引き続き在職すること ③ 荘内病院の在職期間が、返還免除適用期間(修学資金の貸与を受けた期間に1.2を乗じて得た期間。当該期間が5年に満たない場合は5年。)に達すること。 ※在職期間が1年を超えている場合は、在職期間に応じて返還債務の一部免除が可能です。 ※在職期間は、必ずしも連続した期間である必要はなく、他の医療機関での研修や大学院への進学、妊娠出産等の場合は、勤務期間を中断することができます。									

平成29年2月、鶴岡市内の企業「USグループ」から寄附を受け、医師修学資金貸与基金を設立しました。
本基金は、荘内病院に勤務する医師の確保を目的として、医学生への貸与資金の一部として活用しています。